

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案要綱

第一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正

一 原産地等についての虚偽の表示の禁止

飲食料品の製造業者等（農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。）、輸入又は販売を業とする者をいう。以下同じ。）は、販売の用に供する農林物資のうち飲食料品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）その他一般消費者の選択に資する事項の表示として政令で定める表示について、虚偽の表示をしてはならないものとする。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十四の三関係）

二 一に違反して表示をした者に対する指示等

1 一に違反して表示をした者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、その者に対して、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の指示をすることができるものとする。ただし、内閣総理大臣又は農林水産大臣が農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の基準に係る表示事項又は遵守事項について指示をすることができる場合等は、この限りでないものとする。

2 1の指示を受けた者が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときに内閣総理大臣が当該措置をとるべきことを命ずることができるよう規定を整備すること。

3 1の指示又は2の命令が行われるときにこれと併せてその旨の公表が行われるものとするよう規定を整備すること。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十四の四関係)

三 一の政令で定める表示に関する報告及び立入検査

内閣総理大臣又は農林水産大臣が一の政令で定める表示に関して飲食料品の製造業者等に対し報告又は立入検査をすることができるようになること。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条関係)

四 罰則

二の2の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十四条関係)

第二 食品表示法の一部改正

食品表示法の施行により農林物資のうち飲食物品の品質に関する表示の適正化に関する規定が同法に一元的に定められることに伴い、第一と同旨の規定を改めて同法に定めること。

（食品表示法第六条、第八条から第十条まで及び第二十二條並びに附則第六条關係）

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（改正法附則第一項關係）

二 関係法律の改正その他所要の規定を整備すること。